

経審で「15点」加点されます！！

被災住宅の応急修理工事 協力事業所名簿登録のご案内

平素より組合活動にご協力をたまわり、感謝申し上げます。

さて、全建愛知では愛知県地域防災計画に基づき、愛知県と災害時における被災住宅の応急修理に関する協定を平成18年3月に締結し、災害救助法に基づく住宅の応急修理が迅速かつ的確に実施できるよう、被災住宅の応急修理工事協力事業所名簿を、毎年度愛知県に提出しています。

東海・東南海地震などの大地震がいつ発生してもおかしくないと言われているなか、地震などの災害対策のため、被災住宅の応急修理工事協力事業所を追加する必要性が出てきました。

つきましては、名簿登録希望の方は、別紙「被災住宅の応急修理工事協力事業所 登録申込書」にご記入のうえ、FAX（052-653-0181）または、郵送にて返信をお願いいたします。

なお、登録された事業所につきましては、今後作成予定の「全建愛知建設職人名簿」に掲載をお願いすることとなりますので、何とぞご理解のほどをお願いします。

※既に登録している事業所につきましては、登録申込の必要はありません。



【登録条件】

- 1、全建愛知の組合員であること。
- 2、地震や風水害などの災害時に、被災住宅の応急修理に協力できる事業所であること。
- 3、法令を遵守すること。

【名簿登録締切】

平成20年10月31日（金）まで



【登録すると】

- 1、愛知県内の各市町村に応急修理事業所名簿として配布されます。
- 2、登録証を発行します。
- 3、経営事項審査制度を行う事業所は、経営規模評価申請の加点対象となる防災協定の災害応急活動等に該当するため、15点加点されます。
※ただし、証明書が必要となるため、組合に申請が必要となります。

【名簿作成に関するお問合せ】

全建愛知／住宅対策部 〒455-0008 名古屋市港区九番町四丁目1番10
TEL (052) 659-0288 FAX (052) 653-0181

〈名簿登録事業所の方へ〉

■「災害時における被災住宅応急修理工事（災害救助法に基づく）」の概要

登録事業所には、大規模災害による災害救助法が発動された場合などに、行政より被災住宅の応急修理工事を協力要請されます。

《被災住宅の応急修理とは》

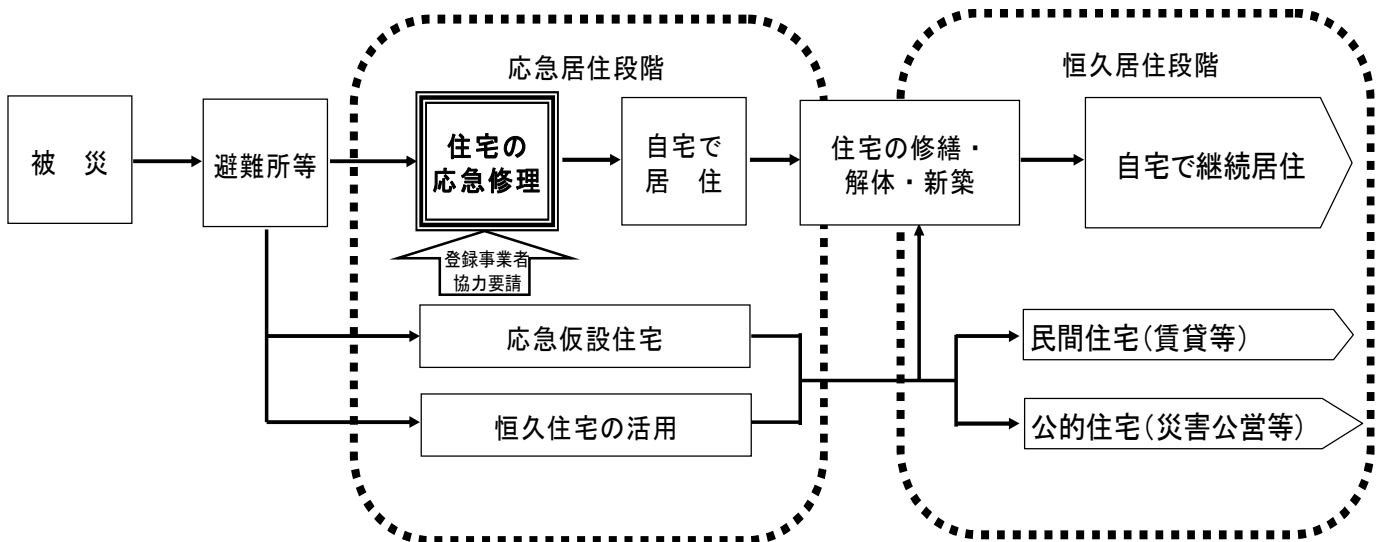
「住宅の応急修理」は、災害救助法第23条に基づく「救助」であります。

「住宅の応急修理」は、災害救助法が適用された地域において、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に補修を行うことにより、避難所等から自宅に戻っての居住を促し、罹災者を保護することを目的とします。

《被災住宅の応急修理の概要（新潟中越地震の対応状況）》

- 対象者：次の全ての要件を満たす者 ①半壊、②応急修理により避難場所等への避難が不要となる、③応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む）を利用しない
- 所得要件：①年収500万円以下
 - ②世帯主が45歳以上の場合は、年収700万円以下
 - ③世帯主が60歳以上又は身障者等のいる世帯の場合は、年収800万円以下
- 応急修理の範囲：日常生活に必要な欠くことができない住宅の部分の修理
 - ①屋根、柱、床、外壁等 ②ドア、窓等の開口部
 - ③上下水道、電気、ガス等の配管、配線 ④衛生設備
- 費用の限度：1世帯当たり51万円以内（県の上乗せ額は別途調整される）

※被災住宅の応急修理の概要は、実際は「救助対象者」「救助内容」等の詳細は、災害発生後、愛知県と厚生労働省が調整後、決定されます。また、県独自制度の実施についても災害発生後、国との調整を踏まえ、判断されることになります。



なお、災害が治まった後、被災者が安心して住居に住むためには、壁の増設等の修繕や、増築工事もしくは、解体・新築工事が必要となるため、応急修理を行った施工業者に依頼する可能性があります。

これらは「被災住宅の応急修理」の対象とならないため、費用は被災者の負担となりますが、被災者生活再建支援制度に係る支援金などを活用し、被災者から信頼される事業所として献身的に住宅の再建にご協力をお願いいたします。

■被災住宅の応急修理の内容

災害救助法に基づく、被災住宅応急修理工事例は次のとおりであり、大規模災害では緊急を要する
場合が多いと予想されます。

具体的な対応については、各市町村の窓口と応急修理工事例内容及び条件など十分な調整を行って
いただく必要がありますので、ご注意ください。

《応急修理にかかる工事例》

1 典型的な応急修理の工事例

- ①壊れた屋根の補修（瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む。）
- ②傾いた柱の家起こし（筋交の取替、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うもの
に限る。）
- ③破損した柱梁等の構造部材の取替
- ④壊れた床の補修（床の補修と併せて行わざるを得ない必要最小限の畳の補修を含む。但し、
一戸当たり6畳を限度とする。）
- ⑤壊れた外壁の補修（土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。）
- ⑥壊れた基礎の補修（無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む。）
- ⑦壊れた戸、窓の補修（破損したガラス、カギの取替を含む。）
- ⑧壊れた給排気設備の取替
- ⑨上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管理め込み部分の壁等のタイルの補修を含む。）
- ⑩電気、ガス、電話等の配管の配線の補修（スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、
ジャックを含む。）
- ⑪壊れた便器等の衛生設備の取替（便器はロータンクを含むが、洗浄機能の付加された部分は
含まない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む。）

2 応急修理の基本的考え方及び判断基準

- ①災害の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。
 - 例 ○壊れた屋根の補修（屋根葺き材の変更は可）
 - 壊れた便器の取り替え（×洗浄機能等の付帯したものは不可）
 - 割れたガラスの取り替え（取り替えるガラスはペアガラスでも可）
 - ×壊れていない便器の取り替え
 - ×古くなった壁紙の貼り替え
 - ×古くなった屋根葺き材の取り替え
- ②内装に関するものは原則として対象外であるが、床や壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が
行われる場合については、以下の取扱いとする。
 - ・壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合には、1戸当たり6畳相当を限度
として対象とする。
 - ・壊れた壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とす
る。例 ×壊れた石膏ボードのみの取り替え
×畳や壁紙のみの補修
- ③修理の方法は代替措置でも可とする。
 - 例 ○柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設
- ④家電製品は対象外である。

【個人情報に関する事項】

I、個人情報取扱事業者名とその対象とする個人情報の利用目的

「被災住宅の応急修理工事協力事業者 登録申込書」において取得した個人情報は、氏名・電話番号・携帯電話番号・勤務先名・E-mail アドレス・保有資格、免許等の情報など個人を識別できる情報を指し、全愛知建設労働組合（以下「全建愛知」という。）が管理・保有します。

また、以下の活動及び利用目的の必要な範囲を超えて、個人情報を収集、または利用することはありません。

- 1、災害復旧時の被災者に対する業者選定。
- 2、被災住宅の応急修理工事協力事業所名簿として、公的機関への配布。
- 3、1及び2に必要とされる、技能及び技術向上のための講習会の案内や情報の提供。
- 4、名簿の編集等に関して外部業者に委託する場合、これに必要な情報は業者に提供いたします。
ただし、外部委託業者に対し、個人情報の保護対策を講じる条件で契約を行います。

II、個人情報の安全管理

全建愛知の管理・保有した個人情報については、流出・不正使用・改ざん等を防止します。万一問題が発生した場合は速やかに対処します。

III、個人情報の開示・訂正・削除の対応について

- 1、登録事業所から個人情報について、開示・訂正等を求めた場合、速やかに対処します。また、登録事業所より削除依頼を求められた場合、それ以降は全建愛知での利用、他者への提供を中止いたします。
- 2、登録事業所が法令違反を犯した場合など、「被災住宅の応急修理工事協力事業所名簿」としてふさわしくないと全建愛知が判断した場合や、全建愛知を脱退された場合は、名簿から削除されることがあります。

以上の個人情報の内容を確認の上、名簿に登録を希望される方は、表面の同意書に署名をお願いします。

【名簿登録に関するお問合せ】

全建愛知／住宅対策部

〒455-0008 名古屋市港区九番町四丁目1番10

TEL (052) 659-0288 FAX (052) 653-0181